



平成26年度税制改正の大綱に対する要望書

財務大臣 麻生 太郎 殿

平成26年2月6日
東京青年税理士連盟
会長 沖本 和也
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3356-2916

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

当連盟では、平成25年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正の大綱(以下「大綱」といいます。)について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題があり、不十分であるため下記事項について要望いたします。

1. 交際費等の損金不算入制度の見直し

[要望内容]

交際費等については、個別具体的に正常な企業活動に必要な支出を損金に算入できるよう法令に範囲を明記し、それ以外を損金不算入とする規定に改めるべきである。

[要望理由]

交際費等は、本来損金性を有するものであるが、冗費の抑制という政策上の判断から、資本金を区分基準として、その全額又は一部を損金の額に算入しないこととしている。

大綱では「①交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入することとする。」とし「②中小法人に係る損金算入の特例について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年延長する。」とあるが、この中小法人に係る損金算入の特例は、中小法人の交際費等について定額控除限度額800万円までの金額のみ損金算入を認めるものである。

しかし、例えば取引先との関係を維持するために必要な慶弔費や営業費用など、正常な企業活動に必要な支出については、そもそも交際費として損金の額に算入すべきものである。よって、正常な企業活動に必要な支出については、法令に範囲を明記して、限度額や

限度割合を設けず損金に算入できる制度とすべきである。

2. 国税不服申立制度の見直し（不服申立期間）について

[要望内容]

不服申立期間を3月以内ではなく6月以内に延長すべきである。

[要望理由]

大綱では「不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内（現行2月以内）に延長する」見直しが行われているが、6月以内に延長すべきである。

不服申立の準備は処分庁が処分を行い、処分理由を明らかにされて初めて可能になるものであることを考えると、3月以内は十分な準備期間とはいえない。

審査請求も取消訴訟も国民の権利利益の救済という点で異なるものではなく、説得力のある書面の準備や証拠物を提出する必要性は変わらない。よって、不服申立期間を取消訴訟の出訴期間と同じく6月以内とすべきである。

なお、不服申立期間の延長については、改正行政不服審査法の施行の日から適用するのではなく、国民の権利利益の救済という点からすれば、法案の成立と同時に、施行しなければならない。

3. 国税不服申立制度の見直し（再調査の請求）について

[要望内容]

「再調査の請求」に名称を改めてはならない。

[要望理由]

大綱では「現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求（仮称）」に改める」見直しが行われているが、「再調査の請求」に名称を改めてはならない。

「再調査の請求」に改める案は、改正行政不服審査法によるものであるが、この名称は行政救済制度の目的と一致しない名称である。「異議申立て」は、更正・決定処分等（以下「課税処分」という。）という行政処分に対し不服があるから行うものであり、調査を求めて行うものではない。

よって、課税処分に対する請求であることが明らかであるよう「異議申立て」という名称を維持すべきであるが、「異議申立て」を廃止する以上、同じ名称を使用できないというのであれば、「処分取消請求」等、課税処分に対する請求であることが明らかな名称に改称すべきである。